

第1回

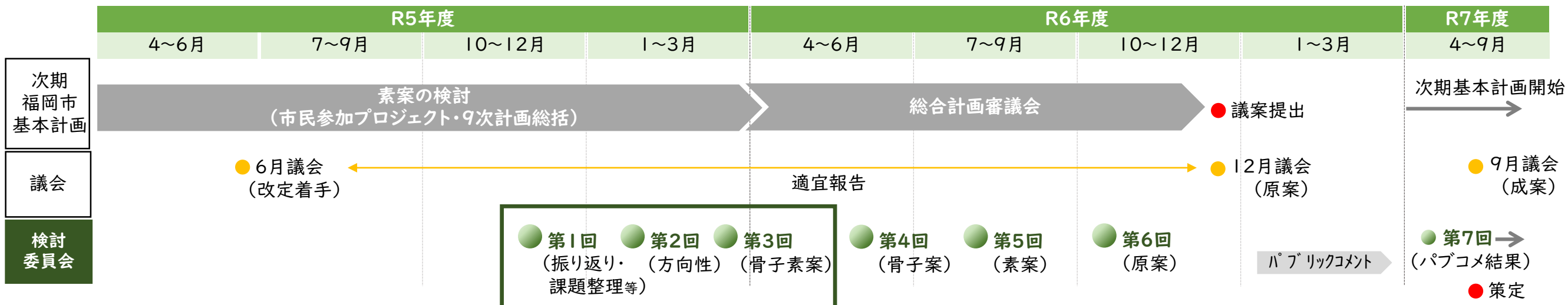
福岡市緑の基本計画検討委員会

(令和5年11月20日)

目次

1. 検討の手順(案)および第1回会議の検討事項	1
2. 緑の基本計画の概要	2
2-1. 緑の基本計画とは	
2-2. 計画の位置づけ	
2-3. 緑の定義	
2-4. 緑の役割	
2-5. 福岡市 新・緑の基本計画の概要	
3. 現計画の進捗状況	5
3-1. 総括目標の達成状況	
3-2. 各基本方向における主な実績と成果指標	
4. 緑を取り巻く近年の動向	7
5. 計画改定にあたっての考え方	8
(課題認識・近年の動向・基本方向)	

1.検討の手順(案)および第1回会議の検討事項



開催	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
日時	令和5年11月20日	令和6年1月下旬 (予定)	令和6年3月下旬 (予定)	令和6年度			令和7年度
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の基本計画の概要 ○現計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・総括目標の達成状況 ・各基本方向における主な実績と成果指標 ○緑を取り巻く近年の動向 ○計画改定にあたっての考え方 (課題認識・近年の動向・基本方向) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新計画の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・理念、基本方針、施策方針 ○新計画の目標設定 ○施策の体系 ○新計画の構成 	<ul style="list-style-type: none"> ○新計画の骨子素案 	<ul style="list-style-type: none"> ○新計画原案の検討 ○アクションプラン(短期計画) 			<ul style="list-style-type: none"> ○パブコメ結果 ○新計画成案

【市民意見】
 ・市政アンケート調査(経年比較)
 ・イベントブース
 (秋の舞鶴公園で遊ぼう・一人一花サミット)

【市民意見】
 ・WEB意見募集(R5.12~予定)
 ・関係者インタビュー
 ・大学生ワークショップ

【市民意見】
 ・市民フォーラム(R6年度予定)
 ・パブリックコメント(//)

2.緑の基本計画の概要

2-1.緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、**都市緑地法**に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であって、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

福岡市では、平成11年2月に「緑の基本計画」を、平成21年5月にそれを発展させた「新・緑の基本計画」を策定し、花とみどり溢れるまちづくりを行ってきました。

今回、計画策定から約10年が経過し、取り巻く社会情勢等に変化が生じていることなどを踏まえ、次期福岡市基本計画の検討に合わせて、緑の基本計画を改定します。

(参考) 都市緑地法改正 (H30.4施行)

- ・公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増している。
- ・また、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっている。

緑の基本計画の内容に、**公園の「管理」の方針**、**都市農地の保全**を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進することになりました。

(参考) 緑の基本計画に定めるものとされている事項

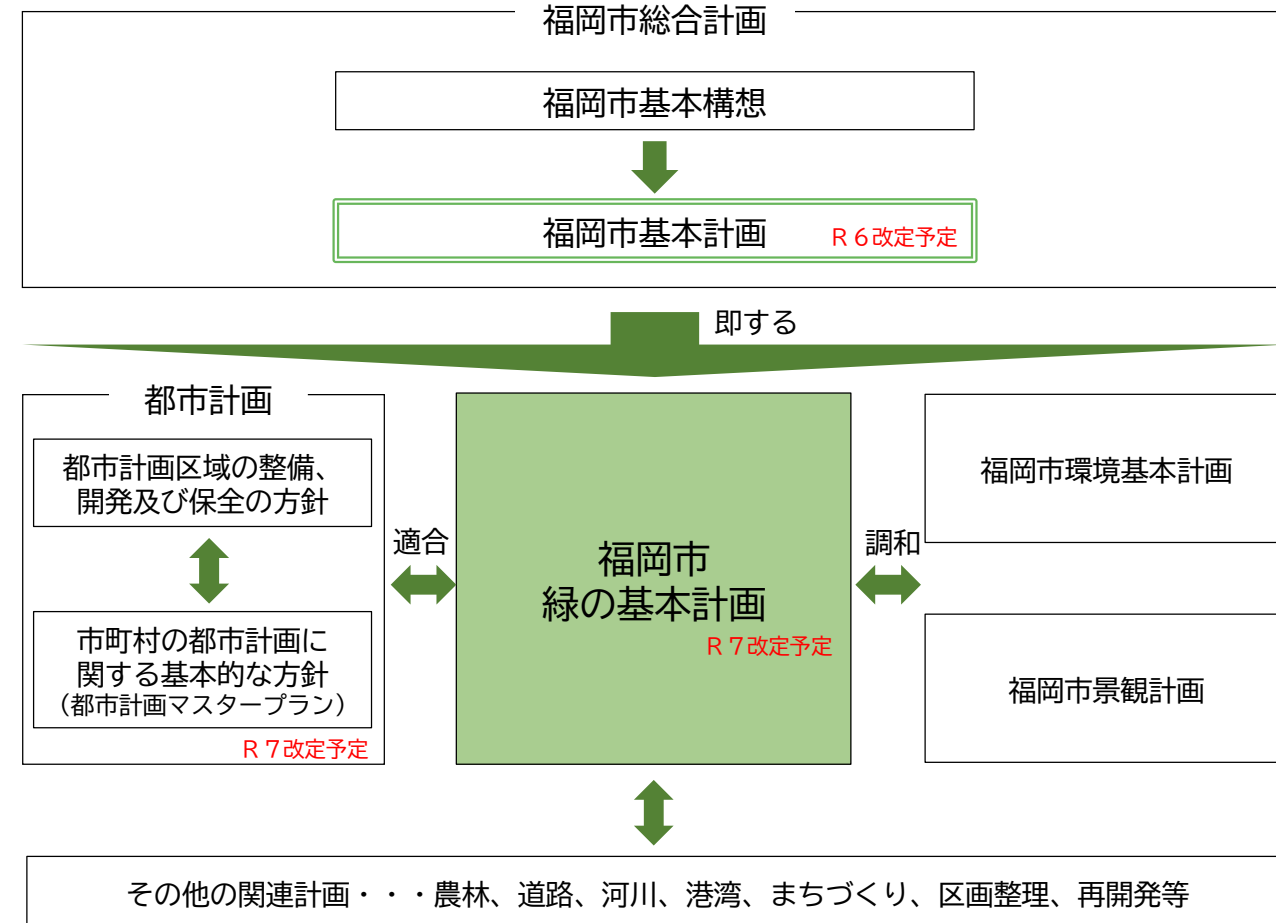
○都市緑地法第4条第2項

- (1) 緑地の保全及び緑化の**目標**
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための**施策**に関する事項
- (3) 地方公共団体の設置に係る**都市公園**
(都市公園法第2条第1項に規定する都市公園)の**整備及び管理の方針**
その他**緑地の保全及び緑化の推進の方針**に関する事項
- (4) **特別緑地保全地区内の緑地の保全**に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 第17条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ 第24条第1項の規定による管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第55条第1項又は第2項の規定による市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- (5) 生産緑地法第3条第1項の規定による**生産緑地地区内の緑地の保全**に関する事項
- (6) 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における**緑地の保全**に関する事項
- (7) 緑化地域における**緑化の推進**に関する事項
- (8) 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における**緑化の推進**に関する事項

○運用指針4(4)④

(3)においては、今般の都市公園法の改正を踏まえ、都市公園における公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、**官民連携の方針**についても定めることが望ましい。

2-2.計画の位置づけ



(参考) 緑の基本計画の位置づけ

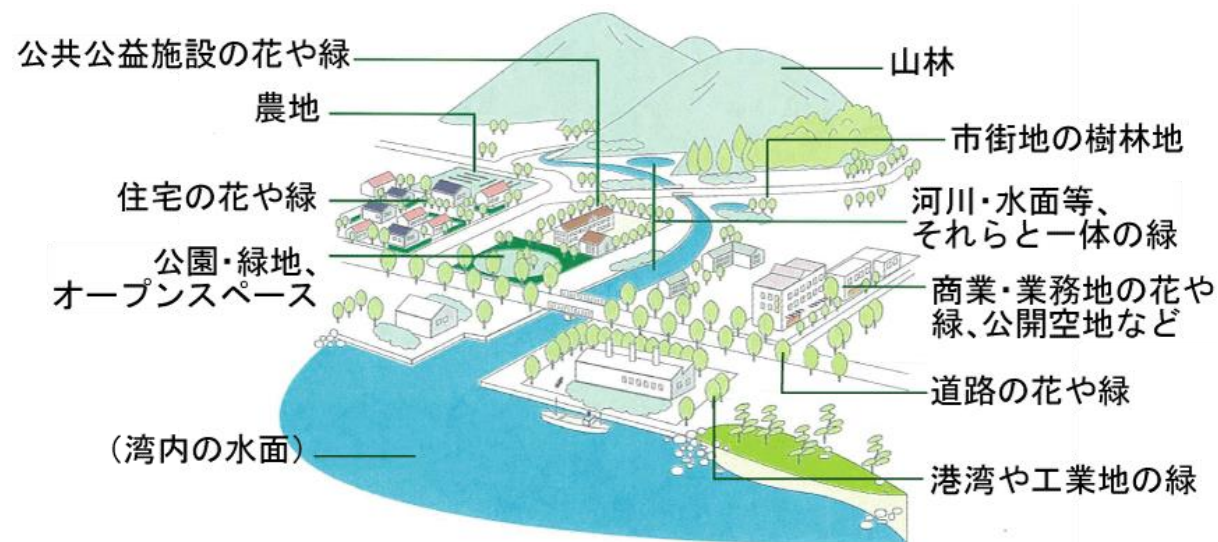
○都市緑地法第4条第3項

基本計画は、環境基本法第15条第1項に規定する**環境基本計画**との調和が保たれるとともに、景観法第8条第2項第1号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第1項の**景観計画**との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた**当該市町村の建設に関する基本構想**に即し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の**都市計画に関する基本的な方針**に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第4条第1項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第3条第1項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第6条第1項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

2.緑の基本計画の概要

2-3.緑の定義

現計画では、以下の対象を福岡市の緑として定義しています。



現計画では、対象とする「緑」を、市域内における以下のものとしています。

- ・公園、森林、農地、河川・水面
- ・道路や学校等の公共公益施設の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース
- ・私有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース

また、湾内の水面も緑とともに良好な環境を形成する重要な要素と位置づけています。

(参考)都市緑地法に定められる「緑地」の定義

○都市緑地法第3条第1項

この法律において「緑地」とは、**樹林地、草地、水辺地、岩石地**若しくはその状況がこれらに**類する土地**(**農地**であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2-4.緑の役割

現計画では、以下の6項目を主な機能として整理しています。

都市環境の改善

- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・CO₂の吸収とO₂の供給、大気中の浮遊物の吸着
- ・雨水の保水機能、気候や水循環をコントロール

生物の生息・生育環境の維持

- ・生態系を支える基盤
- ・多様な生物の生息地
- ・エコロジカルネットワークの形成

災害の防止、避難地の確保

- ・防風、防火
- ・土砂流出、崩壊防止
- ・洪水の緩和

レクリエーションの場の提供

- ・ストレスや疲れを癒す散策
- ・休養、遊び、健康増進の場

美しくやすらぎのある風景の形成

- ・都市景観に彩りやすらぎを与える
- ・原風景の形成

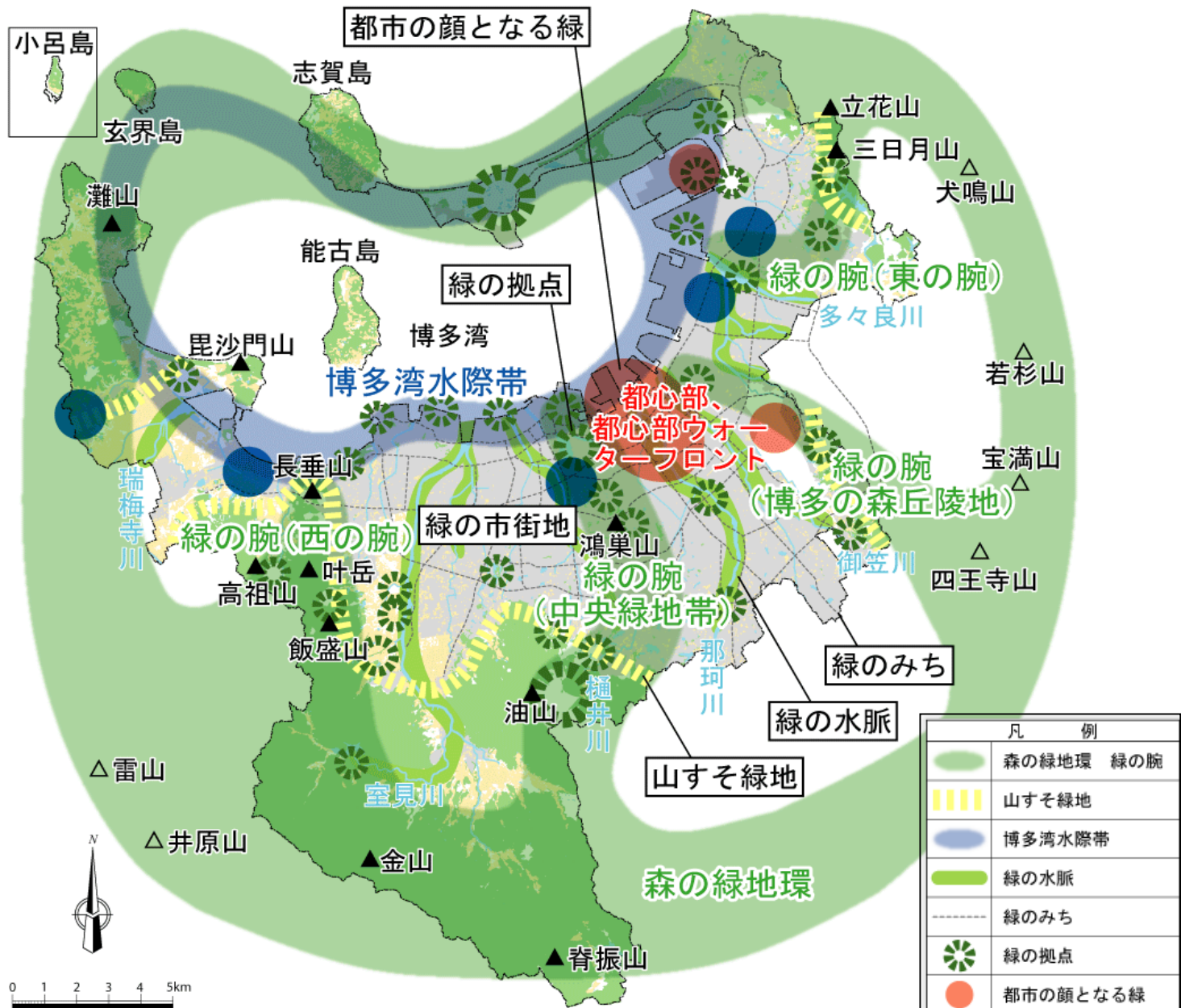
歴史的風土の継承

- ・歴史を物語る1つの要素
- ・風土を構成する要素

2.緑の基本計画の概要

2-5.福岡市 新・緑の基本計画の概要

【緑の将来像図】



【基本理念】

風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして
～市民・地域・企業とともに～

【基本方向】

〈視点〉

- 骨格** 市の骨格をなす緑
 - 山や丘陵地の樹林
 - 海岸や干潟の緑
 - 水際帯の緑
- むすぶ** 海と山等をむすぶ緑
 - 河川や農地等の緑
 - 道路の緑
 - 河川の周りの緑等
- 拠点** 都心部等、拠点の緑
 - 歴史資源周辺の緑
 - 都心部や新たな拠点、港湾部の緑
- 身近** 身近な暮らしの場の緑
 - 身近な樹林や歴史資源周辺の緑
 - 都市公園等
 - 住宅地や商工業地の緑
 - 公共施設の緑
- 安全・安心** 市域の安全・安心を支える緑
 - 山すその樹林地等
 - 主に市街地のオープンスペース

基本方向

- 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます
- 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます
- 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります
- 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります
- 福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります
- 市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます

6つの基本方向実現のための全施策体系(全101体系)

重点化の3つの柱

環境

- ア 二酸化炭素吸収など、多様な公益的機能を有する森林の保全
- イ 中央緑地帯等の緑の腕の保全と管理を核とした、緑のエリアマネジメントの促進
- ウ 博多湾東部地域における緑づくり
- エ 様々な緑の充実による市街地のエコロジカルネットワークの強化
- オ ヒートアイランド現象緩和に貢献する緑の創出

風格

- カ 都心部での緑の顔づくり、歴史を彩る緑づくり
- キ 新たな拠点における緑の顔づくり

癒し

- ク 既存ストックを活かした、多様なニーズに対応する緑の公共空間の充実
- ケ 市民の生活に密着した緑の創出
- コ 子どもが健やかに育つ緑の充実
- カ 健康づくりの場となる緑の充実
- シ 災害への備えとなる緑とオープンスペースの充実

ス [上記12の重点分野を支える取り組みの方向性] 市民・企業による緑のまちづくり活動の促進、新たな制度等の活用

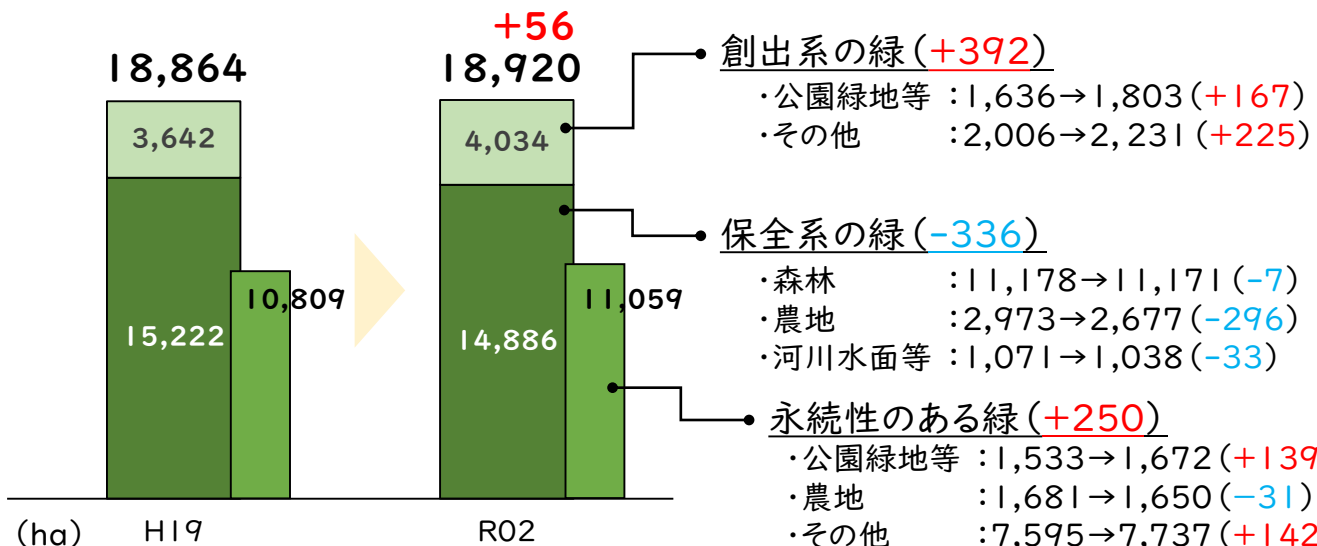
(注1) %は全市域に占める割合を示す。
(注2) 各要素間の重複があるため、その合計値と永続性のある緑の総和は一致しない。
(注3) 市域面積の増加により、緑の総量を保つてもH32の緑被率は減少する。

3.現計画の進捗状況

3-1.総括目標の達成状況

緑の量の維持・増大

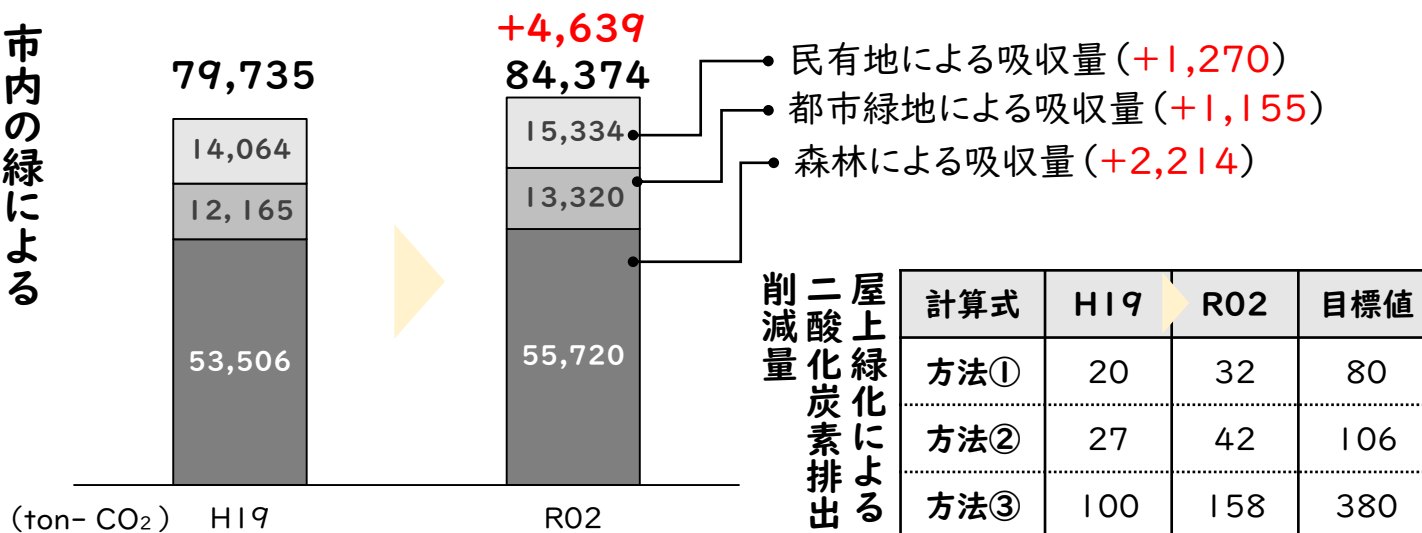
全市域における緑の面積



- ・全市域における緑の面積は56ha増加し、目標を達成。
- ・「創出系の緑」により、失った「保全系の緑」を補うことで、緑の総量を維持している。
- ・「保全系の緑」では農地の面積が大きく減少した。
- ・永続性のある緑(※)の面積は増加したものの、目標は未達成。
- ・公園緑地の面積が大きく増加した。

(※)永続性のある緑とは、次のいずれかの要件に当てはまるものと定義します。
 ア 法令により土地利用転換が制限されている緑地
 イ 公的機関がそれ準じる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑
 ウ その他法令による位置づけがある緑

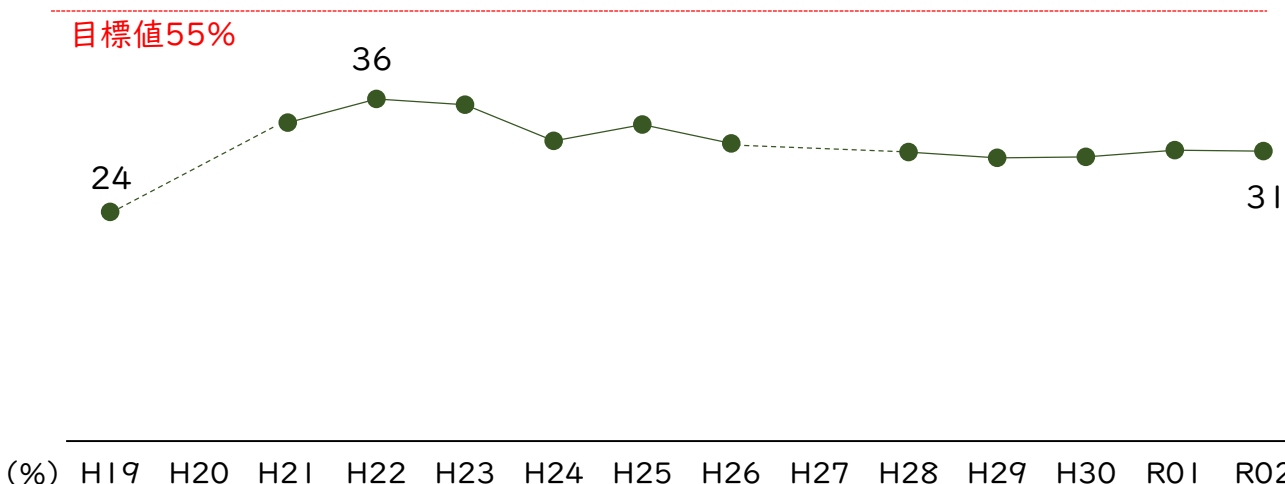
市内の緑による二酸化炭素吸収量



- ・緑によるCO₂の吸収量は増加したものの、目標は未達成。
- ・すべての項目で増加したが、特に森林による吸収量が増加。(民有林において間伐・下刈等の森林の更新が増加したため)
- ・屋上緑化によるCO₂削減量は増加したものの、目標は未達成。

計算式	H19	R02	目標値
方法①	20	32	80
方法②	27	42	106
方法③	100	158	380

身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合



- ・緑が豊かであると感じている市民の割合は増加したものの、目標は未達成。

総括目標

緑の質の向上

3.現計画の進捗状況

3-2.各基本方向における主な実績と成果指標

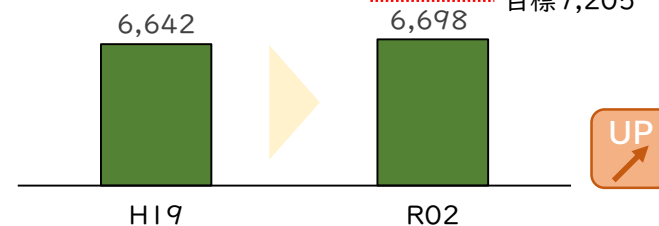
基本方向1

骨格

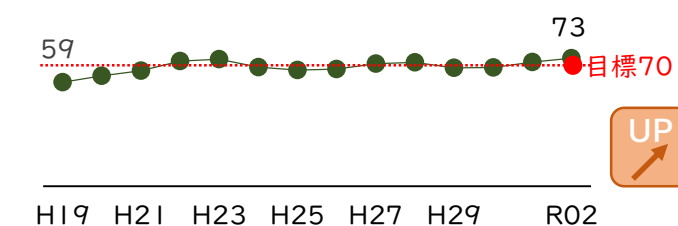
森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぐ

- (主な実績)
- 水源かん養林(福岡市所有)面積 566.2ha (R2)
 - 特別緑地保全地区面積 114.7ha (H21) → 117.5ha (R2)

永続性のある樹林地の面積 (ha) 目標7,205



山林の緑が豊かであると感じている市民の割合



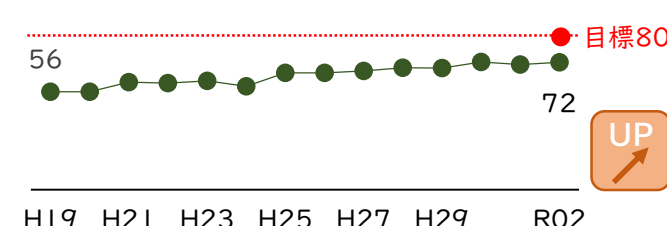
基本方向2

むすぶ

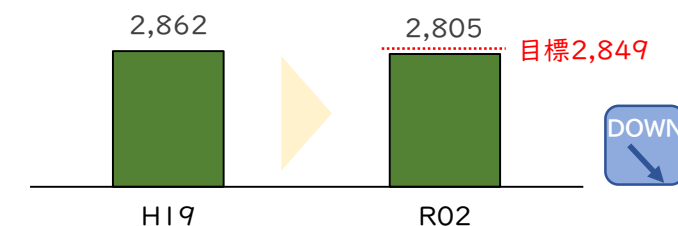
山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結ぶ

- (主な実績)
- 街路樹延長 約468km (R2)
 - 屋上・壁面緑化の助成実績 0.61ha (~H19) → 1.02ha (~R2)
 - 生産緑地地区指定 2.5ha (R2)

道路の緑が豊かであると感じている市民の割合



河川水辺等、道路の緑、永続性のある農地の面積 (ha)



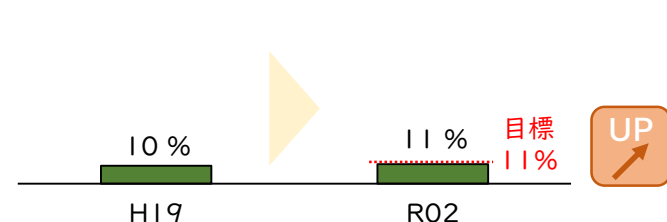
基本方向3

拠点

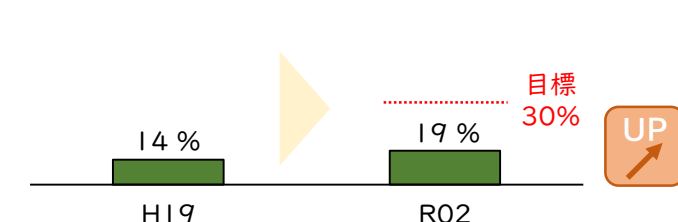
九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくる

- (主な実績)
- 都心部機能更新誘導方策 7棟 (H21~R2)
 - セントラルパーク基本構想 (H26策定)

都心部の緑被率



アイランドシティまちづくりエリアの緑被率



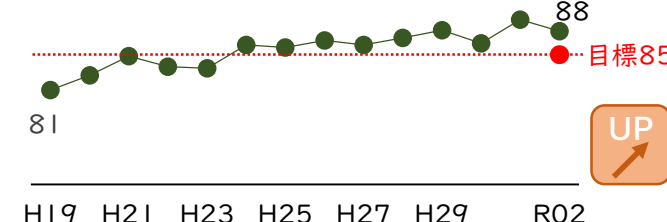
基本方向4

身近

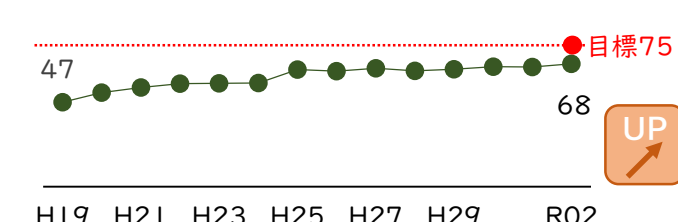
心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくる

- (主な実績)
- 都市公園数 1,597箇所 (H21) → 1,693箇所 (R2)
 - 保存樹の指定本数 1,767本 (R2)

身近なところに公園があると感じている市民の割合



地域の公園に親しみを感じている市民の割合



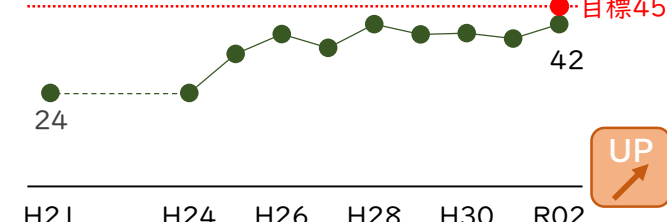
基本方向5

安全
安心

福岡西方沖地震等を教訓に安全・安心を支える緑をつくる

- (主な実績)
- 地区避難場所128箇所・広域避難場所22箇所 (R2)
 - 防災施設を有する公園における地域との協定数 2件 (R2)

地域の防災対策が充実していると感じる市民の割合



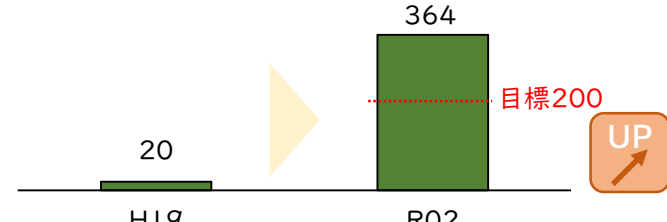
基本方向6

共働

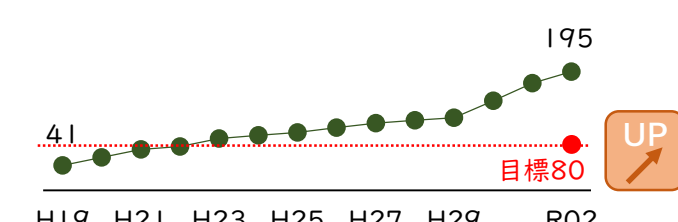
市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支える

- (主な実績)
- 愛護会数 1,270団体 (H21) → 1,395団体 (R2)
 - コミュニティパーク事業実施公園 6箇所 (R2)

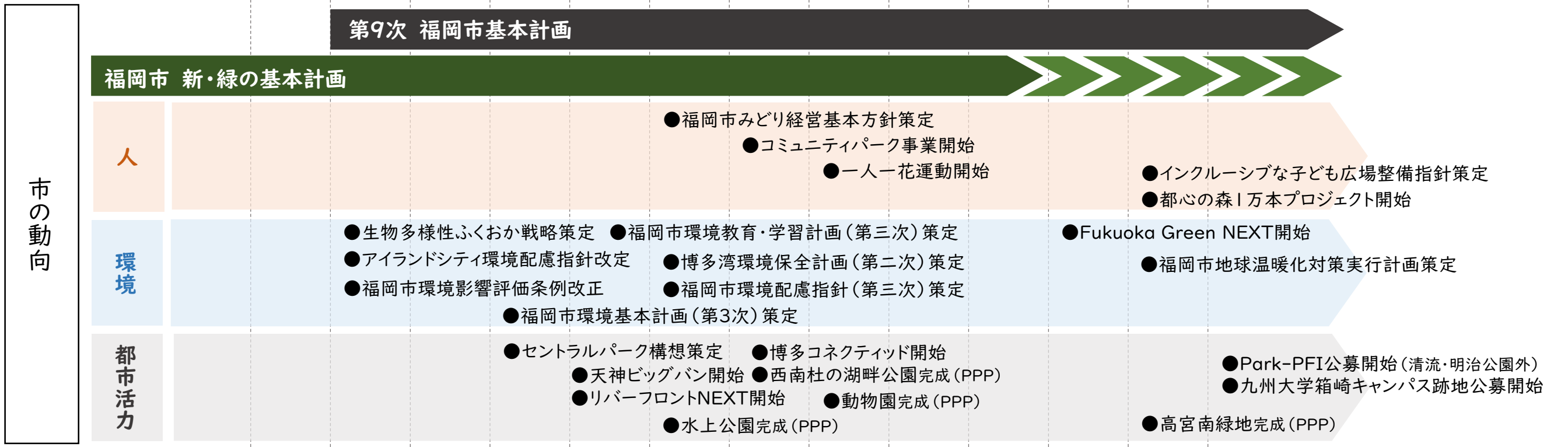
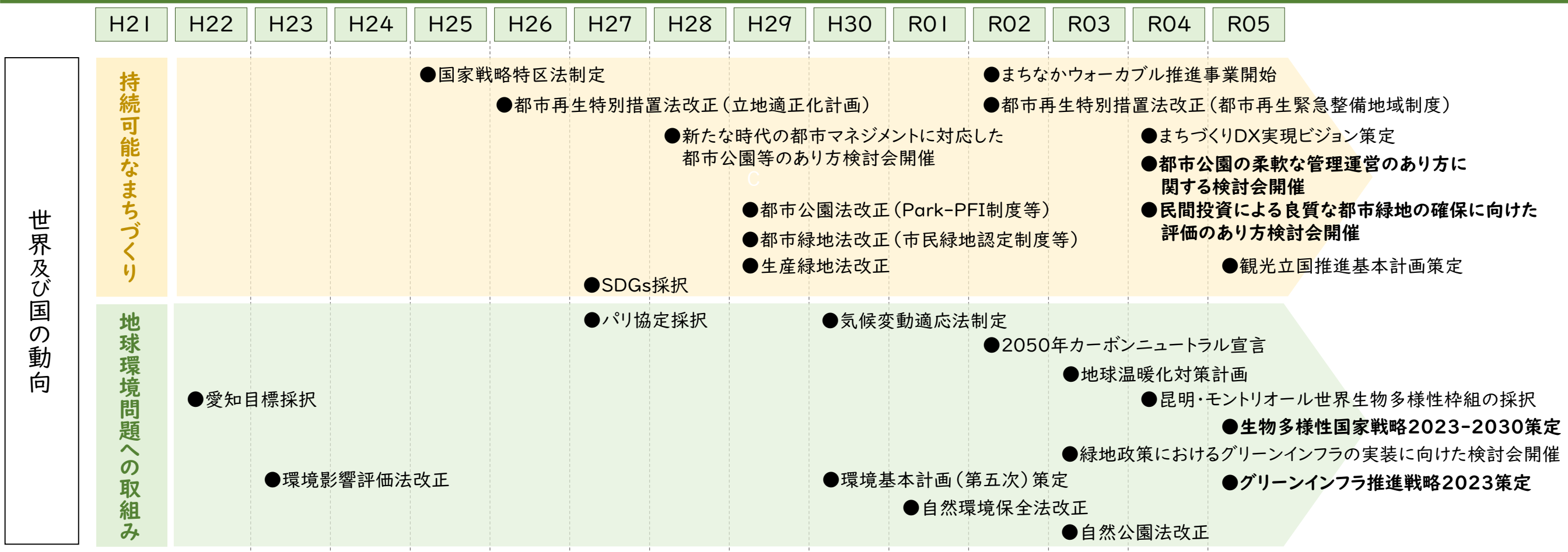
地域内連携公園管理の実施公園数



街路花壇協定締結団体数



4. 緑を取り巻く近年の動向



5. 計画改定にあたっての考え方（課題認識・近年の動向・基本方向）

3. 現計画の進捗状況

基本方向1

骨格

- ・永続性のある樹林地の面積は現状を維持だが市街化区域では微減。
- ・森林におけるCO₂吸収量は、施業面積が増えたことで増加。

基本方向2

むすぶ

- ・街路樹の本数は増加し、道路の緑を豊かであると感じている人の割合も増加。
- ・室見川や那珂川など、川沿いの公園整備が進んでいる。
- ・農地の面積は減少。

基本方向3

拠点

- ・セントラルパーク構想を策定し、舞鶴公園・大濠公園の整備が進んでいる。
- ・水上公園や西南杜の湖畔公園等、民間活力の導入が進んでいる。
- ・都心部の緑被面積は横ばい。

基本方向4

身近

- ・都市公園の数は増加したが、人口増により一人当たりの公園面積は微減。
- ・身近なところに公園があると感じている市民の割合は近年微減。
- ・約2/3の市民が、地域の公園に親しみを感している。

基本方向5

安全 安心

- ・新規及び拡張の公園整備により、広域避難場所・地区避難場所の数は増加。
- ・藤田公園や須崎公園等、公共施設と一体的な公園整備に取り組んでいる。
- ・地域の防災対策に満足している人は半数。

基本方向6

共働

- ・市内の身近な公園である1,665公園の約8割で愛護会が活動中。
- ・街路花壇管理協定団体数が約5倍に増加。

課題認識

- ・市街化区域における樹林地の減少を食い止められていない。
- ・林業従事者が少なく、林業に関する技術を持った人材が不足している。
- ・道路や川沿いの公園整備が進んでいるが、まだ余地があり、つながっていない。
- ・人口増加に伴う、新たな宅地開発の対象地に農地も含まれており、さらなる農地の減少が見込まれる。
- ・セントラルパーク等の都心の緑は、近年憩いに加え、交流の場としても存在価値が高まっている。
- ・都心部のビルの建替えは進むが、緑化は十分でない。
- ・公園面積は増えているが、人口増加に伴い、公園の量は目標値を満たしていない。
- ・身近なところに公園がないと感じている市民が増えている。
- ・約1/3の市民は公園に親しみを感していない。
- ・約半数の人が地域の防災に不満を感じている。
- ・残りの約2割の公園で愛護会が活動していない。
- ・高齢化が進むことなどで、愛護会構成団体の活動の負担感が増えている。

4. 緑を取り巻く近年の動向

市の動向

人

- ・花による共創のまちづくりを進める「一人一花運動」を開始。
- ・市民や企業と共働し、植樹を行う「都心の森1万本プロジェクト」を開始。
- ・地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目指す「コミュニティパーク事業」を開始。

環境

- ・みんなで守り・楽しみ・活かす都市・ふくおかの森づくり「Fukuoka Green NEXT」の推進。

都市活力

- ・川に開かれた水辺のまちづくり「リバーフロントNEXT」の推進。
- ・公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上、地域のニーズや市政の推進に資する取組みとして、「Park-PFI制度」を活用した公園再整備を開始。
- ・誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で、自分らしく遊ぶことができる「インクルーシブな子ども広場」整備に着手。

世界及び国の動向

持続可能な まちづくり

- ・SDGsの実現、Well-beingの向上
- ・都市インフラストックの拡大と老朽化の進行への対応
- ・財政面・人材面の制約への対応
- ・集約型都市構造化と地方の活性化(コンパクト+ネットワーク)
- ・民との連携の強化
- ・彩やうるおいのある都市づくり
- ・緑ストックの有効活用(柔軟に使いこなす)
- ・災害に対しレジリエント(強靱)なまちづくり

地球環境問題 への取組み

- ・グリーンインフラの導入
- ・生物多様性の確保(ネイチャーポジティブ)、気候変動対策(カーボンニュートラル)、Well-beingの向上に対応する取組みの推進(「まちづくりGX」)

5. 計画改定にあたっての考え方（課題認識・近年の動向・基本方向）

課題解決に向けて、近年の動向を踏まえるとともに、福岡市の目指す「緑の将来像図」については、従前の取組みを含め、長期的な時間軸で考えるものであることから、これまでの流れを踏襲し、「基本方向」は維持しながら、取り組んでいく。

	福岡市 緑の基本計画（H11.2策定）	福岡市 新・緑の基本計画（H21.5策定）	（仮称）第3次 福岡市緑の基本計画（R7策定予定）
基本方向1	「自然に恵まれた都市・福岡」を支える 骨格 の緑を守ります	骨格 【市の骨格をなす緑】 （山や丘陵地の樹林/海岸や干潟の緑/水際帯の緑） 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぐ	骨格 【市の骨格をなす緑】 緑の骨格を <u>守る</u> ・Fukuoka Green NEXT ・SDGsの実現
基本方向2	海の風、山の風 を感じる自然と共生していきます	むすぶ 【海と山等をむすぶ緑】 （河川や農地等の緑/道路の緑/河川の周りの緑） 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結ぶ	むすぶ 【海と山等をむすぶ緑】 緑の回廊で <u>むすぶ</u> ・リバーフロントNEXT ・生物多様性の確保 ・グリーンインフラの導入 ・集約型都市構造化と地方の活性化 （コンパクト+ネットワーク）
基本方向3	まちに 個性と風格 を添える緑をつくります	拠点 【都心部等、拠点の緑】 （歴史資源周辺の緑/都心部や新たな拠点/港湾部の緑） 九州・アジア新時代の交流拠点到にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくる	拠点 【都心部等、拠点の緑】 緑豊かな拠点を <u>つくる</u> ・Park-PFI制度 ・インクルーシブな子ども広場整備 ・彩やうるおいのある都市づくり
基本方向4	身近 な生活に潤いをもたらす緑を育みます	身近 【身近な暮らしの場の緑】 （身近な樹林や歴史資源周辺の緑/都市公園等/住宅地や商工業地の緑/公共施設の緑） 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくる	身近 【身近な暮らしの場の緑】 身近な緑を <u>活かす</u> ・Well-beingの向上 ・緑ストックの有効活用（柔軟に使いこなす） ・気候変動対策（カーボンニュートラル）
基本方向5	安全 と生きがいを支える緑の整備を進めます	安全・安心 【市域の安全・安心を支える緑】 （山裾の樹林地等/主に市街地のオープンスペース） 福岡西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくる	安全・安心 【市域の安全・安心を支える緑】 緑で安全・安心なまちを <u>支える</u> ・災害に対しレジリエント（強靱）なまちづくり ・都市インフラストックの拡大と老朽化の進行への対応
基本方向6	市民と協力 して緑のまちづくりを進めます	共働 市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支える	共働 行政・市民・企業など様々な主体と緑のまちづくりを <u>進める</u> ・コミュニティパーク事業 ・一人一花運動 ・都心の森1万本プロジェクト ・民との連携の強化 ・財政面・人材面の制約への対応